

静岡地方裁判所委員会（第49回）議事概要

第1 日時

令和5年5月26日（金）午後3時00分から午後5時00分まで

第2 場所

静岡地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

市川克次、小俣圭司、菊池絵理、小林充、小松一徳、近藤真、洞江秀、永井学、牧野百里子、村田斉志、村松正博（五十音順、敬称略）

（説明者）

静岡地方裁判所民事首席書記官、同刑事次席書記官、同事務局総務課課長補佐、同会計課課長

（事務局）

静岡地方裁判所刑事首席書記官、同事務局長、同事務局総務課庶務係長

第4 議題

豪雨等による水害発生時の対応について

第5 議事

1 議題についての説明及び意見交換

(1) 説明者からの9. 23豪雨についての概要説明等

(2) 質疑応答及び意見交換

（○：委員（裁判所委員を除く。） ●：裁判所委員 △：説明者等）

ア 9. 23豪雨における対応等に関して

○ 停電が発生した際、発電機を使ってエネルギー源を確保したということであるが、発電機の電力量は、通常の業務に必要な電力量に比べてどのくらいのキャパシティを持っているのか。

● 燃料を使って発電機を回して電力を供給するので、日常使っているものに比べると大きく出力は落ちる。壁にコンセントがあるが、これが全て使えるよう

になるわけではなく、非常に限定されたコンセントのみが主要電源として発電機から引っ張ることができ、本当に必要な範囲でしか電力は供給されなくなる。照明も、非常電源に切り替わり暗くなる。

△ なかなかお答えすることが難しいが、この建物として保管している燃料は約 950 リットルあり、今回の豪雨による停電により、12時半から1時の時点で使用した燃料が約170リットルである。

○ 去年の9月23日は秋分の日で連休であり、確か朝からずっと停電していたと記憶している。去年の豪雨は、裁判所の平日の通常業務に直接影響を与えたのではないと思うが、これが平日に朝から停電したり、清水地区のように水害が発生した場合、例えば、当日の裁判の当事者などは裁判所と連絡を取ろうしても取れない場合があると思うが、そういった場合の緊急連絡窓口とか、緊急に当事者に対して連絡をすとか、裁判所職員が緊急時にどこまで出勤して対応できるかとか、そういう確認態勢はどの程度準備しているのか。

● 休日であるか平日であるかを問わず、災害級の事態が発生した場合、裁判所の機能を維持できるかといったことは非常に重要な課題となる。先ほど裁判所から説明があったように、そのような場合の基本的な考え方をまとめたものがBCPである。災害の規模に応じて、開庁時以外の深夜や早朝にどの程度の職員が出勤できるのか、裁判所までたどり着ける距離、時間といったことを考慮し、裁判所に登庁しやすい職員の順位を決めて、非常時参集要員として定めている。そして、重要な意思決定を必要とする場合、裁判所長を本部長として対策本部が立ち上げられるが、その本部を構成する職員は、本部要員として集められ、そこで意思決定をしていく。このように、非常時参集要員と本部要員が集まってどの程度裁判所の機能を果たせるか、その時の災害の規模に応じて判断していくことになる。あまりにも災害の規模が大きくて、裁判所の職員もそろわない、システムも動かない、交通機関も途絶して当事者の方にも裁判所においでいただくのが大変であるということになると、その日に予定していた裁判は、その時登庁している職員で期日を取り消すという判断をしていく。そして、その旨を何らかの形で関係当事者の方にご連絡をする。電話やファクシミリが通じればそれらで、通じなければ最低限ホームページに掲載するということは連絡手段の1つとして考えている。しかし、裁判所の機能を全部止めてい

いかというと、裁判所にはどんなときでも続けていかなければならない最低限の業務があり、その典型例が、犯罪が発生し警察が容疑者を逮捕した場合、逮捕状だと一定時間以内しか容疑者の身柄を拘束しておけないので、引き続き勾留という形で身柄を拘束するのかどうかという判断を勾留質問でしなければいけないということになるし、DV被害者の方も、緊急に応援を出さないと身体危険が発生してしまう。そういった切羽詰まった業務の場合は、何が何でも職員をかき集めて対応しなければならない。そういった最低限続けなければいけない業務がどのくらいあるのか、そのためにはどのくらいの職員が必要であるのか、その辺りの基準を定めたものがBCPである。本庁や沼津及び浜松支部は、逮捕状や勾留質問、特に被疑者等の身柄に関係ある業務は休日夜間を問わず行っている。今回の9.23豪雨の際も、まさに本庁において休日の業務が直撃された例である。勾留質問はやらないわけにはいかないので、本来は地下の窓のない部屋で手続が行われているが、その地下が使えなくなったため、光の射す2階の法廷を使って手続を行うことにした。その分逃げようと思えば逃げやすいスペースで手続を行うことになるので、逃げられないような動線を確認し、そのための裁判所の職員を集め、警察にもご協力をいただくようお願いして手続を進めた。

- 静岡市としても、現在防災対策の見直しを行っている。BCPもそうであるが、様々な防災の計画は、もともとの発端が対地震という考え方が多い。地震に関してはすごく明確に「震度〇以上」で、だれが集まって、何をこうしてということが細かく決まっているが、ゲリラ豪雨やいろんな風水害の関係は、比較的新しいということもあり、なかなか細かいことが決まっていなかったというのが現実である。市もその点については反省しているところである。裁判所も、今回の9.23豪雨において、最低限の業務に関して、限られた職員で精一杯やっていただき、実際いろんな具体的な被害、影響を最小限に収めるために努めていただいたと思うが、今回の経験を次にどう活かしていくのか、それが大事だと思う。今回の、地下で行う手続を法廷に変更するとか、人員の配置であるとか動線の検討であるとか、そういった経験を積み上げていって、BCPをブラッシュアップしていくことが、今後期待される場所である。
- 本日裁判所の説明を聴き、突然の状況に対して、その影響を最小限に抑える

ために本当にご苦勞いただいてきちんとご対応いただいたんだということを知り、非常にありがたく感じた。引き続きご努力していただけたらありがたい。

- お手元のパンフレットにつき、説明させていただきたい。一番大事なのは現状のリスクを承知し、それに対し備えておくということである。一枚目のパンフレットにあるとおり、県では防災アプリを開発している。これは身近な情報が得られるので、周囲の方にぜひお勧めさせていただきたい。備蓄のパンフレットについては、水、食料を含めて備蓄が重要であるのでこれらを意識していただければと思う。トイレについても、携帯トイレというものがあり、一定期間をしのぐためには必要なものであると思うのでご準備いただけたらと思う。

イ 事前に準備しておくべきこととして考えられること

- 断水被害に対応したときに、賞味期限が切れた水を利用したと説明があったが、今回のような事態を想定して備蓄していたのか。
- △ 緊急時の飲料水として、職員に対しペットボトルの水を数本ずつ用意しているが、それを使用しないまま賞味期限を迎えてしまうということが多く、その水を有効利用できないかということで、今回のようなときのために、賞味期限が切れた水を各職員から回収し、それを保管している。
- マスコミも地震対策に関しては昔から一生懸命やってきてはいたが、最近異常気象が深刻化するにつれて、ゲリラ豪雨のような想定を超える風水害が発生している。地震は突発的に発生するのでいつ来るかわからないけれども、雨に関しては、気象観測システムの向上によって、ある程度台風の進路や線状降水帯などが事前に予測できるので、早くから態勢を整えることを心掛けることが大切だと思う。
- 中部電力の話によると、停電を復旧させるとき、まずは病院、警察署、消防署があるエリアを最優先で復旧させるとのこと、次に、復旧させやすいエリアから順次復旧させるとのことであった。静岡地裁本庁一帯のような行政機関が集中しているエリアは、優先的に復旧するようなエリアに含まれているのか。
- △ 中部電力からそのような話は直接聞いていないが、事実上そのような取扱いがされている可能性はある。

- 裁判所は毎年電力会社と電気供給契約を締結しているが、その契約の中に停電時に優先的に電力を復旧するという内容は含まれていないという認識である。しかし、この建物がたまたま病院のような重要な建物が多いエリアに建っているということで、その中に含まれて結果的に優先的に復旧するということはあるかもしれない。しかし、私たちとしてはそれをあてにするわけにいかないで、先ほど裁判所から説明があったとおり、発電機の燃料をどのくらい蓄えておけば何日間くらいもつのか計算しておいて、今回の例で、950リットルあれば数日間は自家発電で耐えられるということが分かったので、そういった態勢を整えて電力の復旧を待つ必要がある。
- 先ほどの裁判所からの説明の中で、9.23豪雨の際に、サーバが使用できなくなったので代替システムを使用したとあったが、代替システムは最初からこのような災害時に備えてそのシステムを常用化するものとして準備しているのか。
- 通常使用しているシステムと全く同等のものをバックアップし、違うシステムとして各事件部で使用するという準備ができていないわけではない。通常使用しているシステムは通常の電力供給を前提としているので、先ほどの説明の中で代替システムと言ったが、端末1つで賄えるものはそれで対応していくといった程度のものである。例えば勾留手続に関して言えば、引き続き身柄を拘束するという判断があった場合、それを記録化する書式などを入れておき、それで対応するといったものである。
- △ 代替システムというのは、サーバを使用した通常のシステムとは全く別のものなので、1つの端末で使用できるアクセスを使ったシステムを用意している。通常時も、点検等でサーバが止まることがあるので、そういった場合に使用したり、停電時を想定して用意をしているものである。
- 停電し自家発電に切り替わっても、通常時に使用していたサーバがそのまま復活するわけではなく、使用範囲が限定されるということか。
- △ 今回の場合、元のサーバがどのような原因で使用できなくなっていたか把握はできていないが、何らかの原因でサーバが使用できなくなっていたため、代替システムを使用したという経緯である。
- 先日、私の事務所で停電があった際、ハードディスクから引っ張ってきて作

業していたが、電源がダウンし、その後すぐにサーバが復旧するのかどうかということが問題になったことがあった。最近のサーバは、電源が戻ったら割とすぐに復旧できて、すごく助かった。裁判所のシステムも、電力復旧後サーバがすぐ復旧できるのかどうかで選定していく必要がある。

- これに関しては、2段階の問題がある。1つは、非常用電源に切り替わった際、限られた電力供給の中でどれを優先的に使うか、システムを優先させるのか、他に賄うべきものがあるのかの優先順位付けである。今回は地下の湧水ポンプに充てるかどうか、これはなかなか難しい問題で、今も悩んでいるところではあるが、どのシステムを復旧させるのかをきめ細やかに考えていかなければならない。もう1つは、非常用電源から通常の電源に復旧したとき、いっぺんにスイッチが入ると、それでもって壊れてしまう設備があると認識しているので、慎重に復旧させていかないと、どこかに過重な負担がかかって設備が壊れてしまう。通常の電力が復旧したときの手順というものも慎重に考えていかなければならない。

ウ 事後の対応をより適切なものとするために考えられること

- B C Pとは、事業継続が困難な事態が発生した場合に、何を優先的に復旧させていくか、これは絶対に続けていかなければならない業務、これは止めてもいい業務という切り分けから始まり、最終的には、序列をつけるところで終わりではなく、ここまでいくと通常の業務に復帰できるというところまでを含むものと理解しているが、裁判所で策定しているB C Pは、最終的な通常業務への復帰まで含めて定められているのか。

- 裁判所で策定しているB C Pは、大きく分けて2種類のB C Pを持っている。1つは、本日までご紹介したような地震や大雨などの自然災害に関するもので、もう1つが、もともとあった新型インフルエンザに関するB C Pを新型コロナに応用させたものである。いずれも、そのような状況下で最低限果たさなければならぬ使命のためにどういう態勢を縮小してとるか、やがて事態が収まった時に、それをどうやって元に戻していくか、そこまで射程に入れたものをB C Pとして定めている。2つのB C Pの違いは、自然災害型の場合は、基本的には地域が限定されていて、その地域の特性と被害状況に応じた対応をまさにそ

の場所で判断しなければならないという特徴がある。もう1つの感染症型のものは、新型コロナも新型インフルエンザも同じであるが、全国に広がる可能性があり、国の執る感染症対策と足並みをそろえなければいけないという特徴がある。裁判所で言うと、最高裁判所に対策本部が置かれ、ここで政府のBCPの発動と足並みをそろえて、裁判所も中央の本部でBCPが発動されると、全国の裁判所で自動的にBCPが発動される。その解除についても、全国的な判断で、BCP態勢から通常に戻るということになる。いずれにしても、ここまで来たら通常の態勢に戻しても大丈夫という判断は、BCPに定められた意思決定機関である本部においてされることになる。

- 裁判所の業務を想像してみるに、非常事態に陥った場合、どういう種類の事案を、どの程度の数、量を処理しているかに応じて、やれること、やらなければいけないことの按分が変わってくるのではないか。あらかじめ全てのパターンを網羅してシミュレーションするのは難しいと思うが、それはやはり、本部でその時の状況を見ながら対応の判断をしていくことになるのか。
- BCPでは、被害想定をどこにするのかがスタート地点になる。地震であれば「震度〇以上」ということになるが、今回の大雨のような場合、これがなかなか明確な区切りが難しいところであり、洪水、断水、交通途絶の度合い、そういったものの総合判断で、まずBCP態勢をスタートするかどうかということと共に、どのくらいの期間続きそうかというのを予測し、短い期間であれば、最低限これだけの業務をやっていけば何とかしのげそうであるから最小限のこのくらいの職員を確保するという判断や、一定期間続くとなると、それだけでは済まされない、もう少し大きな機能を果たさなければならないとなると、その間どのように職員を確保するのか、こういう判断をしていかなければならないので、被害想定をどうするかということが、非常に重要である。先ほど新型コロナ関係のBCPのところでお話ししたが、あれがまさに、新型コロナ対応において、被害想定が新型インフルエンザ時とは大きく違ったというところがすごくやりにくく苦勞した点であると思っている。もともと政府で案を作り、裁判所でもBCPを作成した時に、短い期間において、じっと我慢していれば自然免疫になるかワクチンで免疫が獲得できて、やがて正常な社会に復帰できるだろうというくらいの想定であったが、結果としては年単位の被害状況

となってしまう。そうすると、その期間でできる対応というのが大きく違ってくる。自然災害にせよ感染症にせよ、どのくらいの被害想定をするか、それに応じて期間を見極めてその間を賄う態勢をどうやって確保するか、これはその災害等の発生状況に応じて、本部で臨機応変に判断せざるを得ないと考えている。

- 本庁だけでなく支部で被害があった場合、どのような対応をするのか。
- 今回のような大雨に関して言うと、特に土日の場合、令状案件は本庁、沼津支部及び浜松支部に集約されるが、その所属の職員だけで人員が賄えるかというところではなく、職員の通勤状況があるので、逆に言うと、平日には対応しない支部の職員であっても、休日に対応する部署に応援に行く態勢の中に組み込んで、職員の負担が均等になるようにしているが、これが災害時になると、なかなか予定していた職員が集まらないという状況になったり、あるいは平日であっても、交通途絶で職員が通えなくなってしまったり、態勢として不十分になったりした場合には、当然何らかの形で応援を出さなければいけない。もちろんケースバイケースで判断をすることになるが、近隣の比較的規模の大きい裁判所から応援を出すという大枠の基本的な考え方は内部で整理ができています。特に大雨に関しては、場合によっては数日前から予測がつくものもあるので、仮に大きな台風なり大雨が来たときに通えなくなる職員が何人くらいいるのか、その場合何人くらい応援を出したら足りるのかを、予測が立った時点であらかじめ出させて、近隣の職員あるいは余裕のある裁判所から応援を出させることができるのかを、いざ大雨等が迫る前に、直前に見極めて態勢を組み立てていく、そのような段取りを経て応援をする態勢を整えていきたいと考えている。
- 私の所属する組織では、年に2回防災訓練を行っている。業務中に、アナウンスの指示により、まず1分間机の下で身の安全を守り、次に定められた経路で屋外の避難場所へ避難し、そして安否確認をするという訓練を行っているが、裁判所でもこのような訓練を定期的に行っているのか。
- ある程度の防災訓練は行っている。地震の場合と火災の場合が典型であるが、少なくとも年に1回は行うという目標はあるが、ここ最近のコロナの状況の中で、現実には人を動かしての訓練というのが難しい期間が続いていた。ただ、そ

の中でも、最低限把握しておかなければならない手順を確認したり、実際災害があったときに誰がどのような連絡をするのかといった訓練をしたり、そのような最低限の訓練は続けている。ようやくコロナが落ち着いてきたので、実際に人を動かす訓練を再開するべく計画を立てている。

△ 去年は本部設置訓練を行った。その際は、自家発電機を所長室に持ち込んで、実際に稼働させ、非常用電源が作動するかという確認をした。今後、従来どおり実際に人を動かす訓練を模索していきたい。

○ 先日、私が所属している組織で防災訓練があり、消防署の方に訓練を見ていただき講評をいただいた。その時は、訓練を行う上で、何が起きたことによって避難しなければならないかといった前提情報を参加者全員が共有した上で訓練を実施していたところ、消防署の方に、たまに、前提情報を本部構成職員のみで共有し、他の参加者には知らせないブラインド方式の避難訓練を行うのも有効であるというご指摘を受けた。裁判所でも、そういった訓練を実施するといいいのではないかと思います。

● 貴重なご指摘をいただいた。今後の訓練に組み入れていくことを検討したい。多少取り入れているところとしては、火災、地震等の訓練において、出火場所や、使える避難ルートと使えない避難ルートを伏せておき、訓練中にアナウンスでそういった情報提供をするというような訓練をしたり、けが人が出るか出ないかの情報を伏せておき、訓練中のある時点においてけが人が出るということをシナリオに盛り込み、職員がそれに対応できるかといった訓練をしたりしている。今後は、さらに応用させ、想定外の事態に直面したときにきちんと対応できるかといった実効性ある訓練をするための工夫をしてまいりたい。

○ 防災訓練を行う上で、障害者の方やお年寄りの方がどこにいるのかという配置のシミュレーションをして、それに基づいた訓練を行うのも有効だと考える。

エ 災害時の連絡態勢等について

○ 緊急連絡網を用意しているということであるが、不在者がいた場合に途中で連絡が途絶しないような、ルートの冗長性も盛り込んだものを用意しているのか。

- △ 単純な一本筋ではなく、部門ごとに多重経路となった連絡網にはなっているが、確かに、途中で途絶してしまった場合、発信者にはわからないので、今後、ループになるような連絡網の作成を検討したい。
- 私が所属している組織でも、昔は系統立てて緊急連絡網を作成していたが、何回やっても戻ってきたことがない。そこで、連絡網という手段はやめ、年に1回、本部から各メンバーに安否確認メールを一斉送信し、一斉に回答させ、その回答率をパーセンテージで出すという訓練を行っている。
 - 非常時に順番どおりに連絡するというのはなかなか難しいと思うので、例えばスマートフォンのチャット機能のようなものを利用して、全員に届き、全員から発信できて、それを瞬時に全員で共有できるといった仕組みの方が、緊急時においては有効だと思う。
 - 私の所属する組織では、グーグルホームを利用している。年に1回、日時を決めて、所属メンバーに被害の有無、程度に関する回答を一斉にメール送信させ、その回答率を出すという非常時対策を行っている。
 - グーグルホームは、無料で利用できるもので、複雑な書式での回答を求めるということでなければ、簡便で非常にいい方法であると思う。
- △ 安否確認に関しては、裁判所においても一定以上の規模の地震が発生した場合、専用のメールアドレスに対し一斉に発信するよう指示している。その専用メールアドレスや送信方法等を記載したポケットマニュアルを常に携帯するよう、各職員に配布している。
- 検察庁においても勾留請求手続があるので、休日に業務を行う必要がある。その関係で非常参集態勢を採っている。9. 23豪雨の際も、東京方面から通っている職員が多かったため、その職員らは出勤できず、地元の職員が代わりに出勤した。非常参集態勢には基本的に地元の職員が充てられるが、その態勢があまりにも長期間に亘ってしまうと、感想めいた話になってしまうが、その職員らに負担がかかってしまうと思う。そこは難しい問題であると思う。
 - 裁判所においても、その問題意識は持っている。非常時の参集態勢は長続きするものではなく、裁判所が採り得る手段としては、東京、横浜エリアから静岡に通っている職員もいれば、静岡から東京、横浜エリアあるいは名古屋エリアに通っている職員もいる。非常時参集態勢が長期間に及ぶ場合には、どこ

の裁判所の職員かという垣根を取り払い、近くの通える裁判所に出勤しその裁判所の職員としての役割を果たすという趣旨の名簿の整理を、高等裁判所単位で行っているところである。

2 次回テーマ

「若手の活力を生かす方策について」

3 次回期日の調整

追って調整（令和5年11月頃を予定）

4 任期満了を迎える委員の挨拶